

第 1 4 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 1 0 日（火） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 2 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 6 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 2	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	1 5	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	1 7	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 2 番 中島 準一 委員
議席 8 番 山崎 容子 委員
議席 1 4 番 植西 良隆 委員

6. 議 長 議席 1 9 番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 0 番 奥村 淳子 委員
議席 1 1 番 奥村 喜美子 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 69 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 70 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 71 号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第 72 号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第 73 号 農業委員会の委員の辞職に伴う意見について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件 2 田畑転換等農地の形状変更同意報告
- 報告案件 3 甲賀農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4 名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。
 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は3名。遅参の届出はございません。早退の届出は1名。よってただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席10番奥村淳子委員、議席11番奥村喜美子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。
 最初に、**議案第69号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
 はじめに、3条調書、整理番号35について審議いたします。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第69号、整理番号35番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地および青地農地です。
 申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地にて花きの栽培を行う予定です。譲受人の居住地は申請農地から少し距離があるものの、農作業の経験があり、農業への従事期間を十分に確保しつつ、必要な農機具を調達し、将来的には出荷販売するまでの営農計画書が提出されており、営農には支障ないものと考えます。
 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号35については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。事務局が説明いただきました通りです。6月19日に平子推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。申請者は当該地で花きの栽培を行う予定です。申請者は農業初心者ではありませんが、近所に友人もおられるということで、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 1 4 平子推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 1 4 平子です。鍋谷農業委員の説明の通りで、集落が進める農地利用適正化推進に支障はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 3 5 について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 3 5 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 3 6 については、議案第 7 0 号「農地法第 5 第 1 項の規定による許可申請審議について」の 5 条調書 整理番号 3 4 と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 3 6 番と、議案第 7 0 号、5 条調書の整理番号 3 4 番について説明します。参考図は 3 ページ、4 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は不耕作であり、また遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて新たに農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は農業に関心があり、取得にあたり農業への従事期間を十分に確保しつつ、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして 5 条調書、整理番号 3 4 番について説明します。調書は 6 ページ、参考図は 1 6 ページ、1 7 ページ、土地利用計画図は 1 8 ページです。申請地は、

非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、住宅敷地及び駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、空き家バンクを通じて移住を予定している譲受人が、自己居住用の住宅敷地として既存住居を活用し、併せて隣接する農地を露天駐車場として利用されます。新たな造成工事はなく、申請地中央にはすでに建築物が配置されており、地盤形状は変わりません。雨水排水については、自然地下浸透ですが、周囲が里道及び自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 3条調書、整理番号36及び5条調書、整理番号34については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。8月3日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。申請者は甲賀市の空き家バンクを利用し、農地付き物件を購入され、当該地で野菜および駐車場で利用される予定です。周辺農地には影響ないことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号15清水です。申請地は、鍋家農業委員から説明がありましたとおりです。支障無く実施してもらえと思います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号36について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号36については、許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号34について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号34については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号37について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号37番について説明します。参考図は5ページから8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地及び青地農地です。
譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請をされました。譲受人は、去る5月総会で同様に農地を取得されており、経営規模の拡大を継続して進められており、申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号37については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。8月11日に廣岡推進委員と土地家屋調査士の3名で現地確認を行いました。事務局の説明の繰り返しとなりますが、譲渡人は相続により農地を取得されましたが農業経験はなく、現在は他所に居住されています。この度、農地の拡大を考えておられた譲受人と農地の所有権移転について合意されたことにより申請をされました。今後も農地として活用されることから許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号26廣岡です。事務局と奥村農業委員の説明の通りであり、現在も稲が綺麗に生えているため許可相当と考えます。よろしく願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号37について採決いたします。

 賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

 よって、整理番号37については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号38については、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号36と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。

 事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号38番と、議案第70号、5条調書の整理番号36番について説明します。参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

 申請地は不耕作であり、また遠方に居住していることから農地の処分を検討していた譲渡人と農地を取得し自家消費用の野菜作りを考えていた譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は隣接する空き家を購入し、耕作できるよう環境整備をした上で、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は自身の農業経験を活かしつつ、農業への従事期間を十分に確保し、作業歴のある親族の応援を受けられることから、耕作に支障ないものと考えます。

 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

 続きまして5条調書、整理番号36番について説明します。調書は7ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

 申請内容は、住宅敷地を目的とする農地の売買です。計画によると、転居を予定している譲受人が、今回農地付きの自己居住用住宅敷地として利活用されます。新たな造成工事はなく、申請地奥にはすでに建築物が配置されており、地盤形状は変わりません。雨水排水については、地盤勾配により南側に流れた後、敷地内水路を通じて放流されるほか、北側、西側は宅地、東側は自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

 農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

- 議 長 3条調書、整理番号38及び5条調書、整理番号36については、議席7番森地委員説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号7番森地です。山口推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は遠方に居住し農地の処分を検討していたところ、空き家を購入し野菜作りを考えていた譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。周辺農地への影響もなく、問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号30山口推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号30山口です。森地農業委員から説明があった通り、一緒に現地確認を行いました。場所は少し高台の所にありますが、非常に整理がされ綺麗な所でした。周辺の方々と非常に上手くやっていけるような状況となっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号38について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号38については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号36について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号36については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号39について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号39番について説明します。参考図は11ページ、12ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し自家消費用の野菜作りを考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は既に農地に隣接する家屋を購入されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は当面週末の移住となりますが、購入した家屋の修繕が進み次第、本格的に移住することを予定されているほか、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号39については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。事務局の方より説明があったとおりです。7月26日に現地で譲渡人より説明を受けました。不耕作が長いこと続いていたため、今後も作付け状況についてパトロール等で確認していきたいと思います。以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号44山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。申請地は、自家消費用の野菜を栽培されます。また、農地利用最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号39について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号３９については、許可とすることに決定いたします。
議案第６９号については以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第７０号「農地法第５条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
５条調書、整理番号３３について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第７０号、整理番号３３番について説明します。調書は６ページ、参考図は１３ページ、１４ページ、土地利用計画図は１５ページです。申請地は、市街化調整区域内の第１種農地です。
申請内容は、専用住宅を目的とする、農地の使用貸借です。当該申請地は第１種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できるとされた、例外的許可基準に該当します。
計画によると、譲受人は市内で居住しているものの、離れて暮らす親が高齢で一人暮らしにつき、今後身の回りの世話をするために、現在の住居を売却後、親が所有する当該地を貸借し、建築面積１０２．０６平方メートル、建ぺい率２０．９６パーセントとなる、住宅を建築されます。造成工事については、盛土により整地し、敷地北側に住宅を、南側は駐車場及び進入路としてスペースを確保されます。また、土砂が流出しないように、敷地境界にはＬ型擁壁などのコンクリート構造物を設置されます。なお、申請農地はもともと北側農地と一体であり、今回の事業に際し分筆して土地利用されますが、残地となる北側農地と宅地との間には、新たに畦を設けることで縁切りすることとされており、これまでどおり農地利用されます。雨水排水については、敷地東側に設置する桝に向けて地盤勾配を取り、桝で集水後、既存水路に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については下水道に接続処理されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第２９条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。
- 議 長 ５条調書 整理番号３３について、議席８番山崎委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。令和６年８月１日に岡崎推進委員と現地確認を行ったところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。事務局の説明の通りです。申請地は、所有者が居住している宅地に隣接しており、農地利用の最適化推進に支障がないと思います。また、娘夫婦が移住して母親の隣に住んでくれるということで、私も同じ区域に住んでいますので非常にありがたく思っています。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号33について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号33については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号35について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号35番について説明します。参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。
令和6年5月農振計画見直しにより、農用地区域から除外手続きがされています。申請内容は、墓地公園及び植林を目的とする、農地の売買です。当該申請地は第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できるとされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、地元区において生活改善の協議がなされ、従来あった埋葬墓地に隣接地する当該農地を一体敷地として整備し、周囲に桜など植樹のうえ、墓地公園として利用されます。新たな造成工事はなく、現状は既存墓地を切土した際の土砂を移設する形で盛土整地されており、隣接する河川や農地に土砂が流出しないように、法面は

安定勾配となっています。雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、周囲は河川や既存墓地、市道に囲まれているとともに、隣接農地との境界には水路および畦畔で離隔があります。さらには地元区が年数回の草刈りを行うなど、継続して保全管理されていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号35については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番奥村です。事務局より説明があった通りです。7月30日に廣岡推進委員、地元区長、農事改良組合長の4名で現地確認を行いました。埋葬墓地の改修工事が平成30年度に始められ、改修にあたり墓地の土砂を移動しなければならず、隣接する申請地を除いては、条件を満たす土地がなかったことから、顛末案件ではありますが、転用やむなしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号26廣岡です。奥村農業委員の説明の通りです。事務局の説明で桜の植樹の話が出ましたが、今回申請する所には梅を植えています。滋賀県世代をつなぐ農村まると保全向上対策事業を活用し、年に数回草刈を行っており、神区の管理も十分されていることから非常に安心です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号35について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号35については、許可とすることに決定いたしま

す。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号37について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号37番について説明します。調書は7ページ、参考図は25ページ、
26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、市街化調整区域内の
青地農地です。

申請内容は、育苗ハウスを目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受
人はこれまで播種した苗を硬化させるため、管内の農家との間をトラック輸送し
ていたところ、今後輸送コストの削減に取り組むために、甲南カントリーエレベ
ータの跡地に広域育苗センター施設を予定されています。

既存施設として湖南省夏見にも広域育苗センターがありますが、令和7年度に稼
働終了する予定であり、今回の事業計画を推進される運びとなりました。土地利
用としては、通路利用部分を残して、高さ2.8メートル、建築面積2,662
平方メートルの育苗用パイプハウスを9棟、設置されます。申請地は原則転用不
可の農用地区域内農地ですが、農振法に規定する農用地利用計画において指定さ
れた用途の場合には、例外許可できることとされており、申請地は同月に農用地
利用計画変更にて、農業用施設用地として用途変更されています。造成工事につ
いては、盛土により50センチほど地盤を嵩上げされ、土砂が流出しないように、
法面は安定勾配で施工されます。雨水排水については、自然地下浸透処理をベー
スとしつつ、敷地外周に設置する素掘り水路を經由し、柵で集水後、既存水路に
放流処理されるほか、周囲は道路と宅地に囲まれており、転用による周辺農地へ
の被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が
得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、決算書類で確認し
ています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号37について、議席9番勝井委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。8月8日に譲受人の甲賀農業協同組合の農業経営部長
及び担当、全農滋賀、測量士の話を聞きながら、吉田推進委員と現地確認を行
いました。事務局からの説明の通りですが、令和7年度に湖南省夏見にある広域育
苗センターを終了され、令和8年度からの育苗ハウスを新設するとのこと
です。育苗作業の効率化、農業者への水稻苗の供給量の強化を考えられており、地元関
係者の同意も得られており、周辺の農地への影響もないことを現地で確認しまし
たので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 続いて、区域番号 3 5 吉田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。申請地は転用による周辺農地への被害がないものと考えられるので、集落が進める農地利用最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5 条調書、整理番号 3 7 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 3 7 については、許可とすることに決定いたします。
議案第 7 0 号については以上であります。
- 議 長 続きまして、**議案第 7 1 号「事業計画変更承認申請審議について」**を議題といたします。
整理番号 2 について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 7 1 号、整理番号 2 番について、説明します。事業計画変更の調書は 9 ページ、参考図は 2 8 ページ、2 9 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第 1 種農地です。
申請内容は、工場建設及び道路用地を目的とする、農地の売買及び賃貸借です。本件は、参考図 2 9 ページの全体部分について、工場建設用地として令和 6 年 6 月の総会で承認し、8 月に 5 条許可を受けられました。今回その工事内容自体に変更はないため、土地利用計画図はありませんが、地権者との「契約内容」が変わります。当初、個々の地権者の意向に合わせて、契約内容は賃貸借及び売買とされていましたが、参考図 2 9 ページの一区画について、隣接する市道に道路用地として一部編入させることになったことから、当該地権者の契約内容を賃貸借から売買に変更するものです。今回の事業計画変更に際し、地元関係者の同意は

得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 事業計画変更承認申請、整理番号2について、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明のあった通りです。8月14日に事業者の設計の方が説明に来てくださり、現地も確認して、何ら問題ないと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 続いて、区域番号16辻推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。申請地は地元関係者の同意が得られており、集落が進める農地利用最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、議案第71号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第71号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号2については、承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、**議案第72号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第72号について説明します。農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴

くこととされています。

11ページから12ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計21,757平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、13ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件である農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」につきまして、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、議案第72号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第72号 については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。

議長 議案第72号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第73号「農業委員会の委員の辞職に伴う意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第73号について説明いたします。議案書は14ページから16ページになります。中島農業委員から令和6年8月9日に令和6年9月20日付で健康上の都合による辞職願の提出がありました。農業委員は市長部局で事務手続きとなりますので、農業振興課より8月27日付、甲農振第377号で「農業委員の辞職願に伴う意見の聴取について」が諮問され委員の辞職に対し意見を求められています。また、辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項に基づき農業委員は正当な事由があるときは市長及び農業委員会の同意を得て農業委員を辞任することができるとなっています。以上、説明とさせていただきます。

- 議 長 ありがとうございます。農業委員の辞職については、農業委員会と市長のそれぞれの同意が必要となります。
- まず先に、農業委員会として同意することに、ご異議ございませんか。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 なければ、農業委員会として辞職に同意することについて採決いたします。
- 辞職について同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- 農業委員会として辞職に同意することに決定いたします。
- 議 長 次に市長に対する意見について、事務局案を朗読させます。
- 事 務 局 農業委員会として辞任の同意を得ましたので答申書を作成し、市長へ提出させていただきます。
- また、市長への意見としましては、欠員となる委員の補充について地域の農業委員および会長と協議させていただいた結果、欠員となる期間が長いことおよび甲賀市農業委員会の委員の選任に関する規則第10条のただし書きに所掌事務に支障をきたす場合は、速やかに農業委員を補充するものとする定められていることから、辞職委員にかかる欠員については、速やかに補充いただくよう意見を付すこととします。以上、説明とします。
- 事 務 局 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 議席番号11番奥村です。役員会での意見の報告は事務局からはしないのですか。
- 事 務 局 役員会でこの件についてご審議をいただきました。役員会での意見は、現行の委員でそのまま引き続き続けてはどうかというようなご意見も出ておりましたが、最終的に担当地域の担当農業委員の意向、期間や業務内容も勘案し、会長と協議をした上で、どのような方法で進めるかというようなことを議論されました。単純に欠員があるので補充しようというような議論ではなかったということをご報告させていただきたいと思います。以上です。

委員 議席番号 11 番奥村です。今の事務局の報告を聞いてもう一度意見を言います。

確かに任期がまだ 2 年ありますが、今から募集しても 3 から 4 箇月先に任命となります。また、担当地域の方が農業委員に任命されるとは限りません。このことから、農業委員の総数が 19 人から 18 人になり、担当地域の農業委員は 3 名から 2 名になるため本当に大変なことになると思いますが、推進委員も任命されているので、できれば今期は、募集を行わずに 18 人でいきたいと思います。役員会でも意見を言いましたが、他の農業委員の意見も聞きたいと思います。いかがでしょうか。

委員 議席番号 17 番山川です。役員会の時は大丈夫かなっていう思いもありましたが、やっぱり少ない人数で無理して頑張るより 3 人で進めていきたい。今から募集を行っても、半年ほど先に任命となるのは仕方がないとしても、きちっと活動を行うにはやっぱり人数が必要だと思いますので、募集をお願いしたいと思います。

議長 役員会においても奥村農業委員や山川農業委員が言われた通りで、仕事に支障がないことや負担がかからないことというようなことでしたので、担当地域の農業委員の意向をしっかりと聞いて判断するという結論となったため、事務局案を示させていただきました。

他に何か意見はございますか。

委員 議席番号 11 番奥村です。先ほどの事務局の説明の時に、そこまで説明を行っていただかないと皆さん理解ができないと思います。だから、私は 1 名減で行うことを強制するわけではなく、役員会においても担当地域の農業委員 2 名と相談の上、決めて下さいとお願いいたしました。

そこまでの説明を事務局として行う必要があったのではないのでしょうか。説明していれば農業委員の中で賛成とか反対とかそんな意見が出ないと思います。

やっぱり事務局の説明不足ではないのでしょうか。

事務局 ご指摘の内容は、十分な説明が尽くせていなかったということかと思います。まずは、担当地域の農業委員に相談した結果どういう内容だったという部分まで詳細をお伝えするべきだったと思います。今後は、詳細についてもお伝えさせていただきます。以上でございます。

議長 他に何かありますか。
なければ、議案第 73 号について採決いたします。

「農業委員会の委員の辞職に伴う意見について」に関して、辞職委員にかかる欠員について、すみやかに補充いただくよう意見を付すことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第73号については、「農業委員会として同意し、欠員を速やかに補充いただく」よう意見を付して、市長へ提出することに決定いたします。

議 長 なお、先ほども話がありましたように、今から始めても4箇月ほど空席になりますので、その期間につきましては、該当農業委員がいない状況になっております。

担当地域の2名だけに頼らず、他の地域の農業委員の方々もできるだけ農業委員と推進委員が相互協力し、つまり他の地域の農業委員も近い所の部分の相談に乗ることや手助けをよろしくお願いしたいと思います。

議案第73号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は17ページから18ページ、参考図は30ページから33ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が5件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたら伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようでしたら、続きまして、報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は19ページ、参考図は34ページです。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は1件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたら伺いします。

委 員 議席番号3番緩利です。今回の案件の工事施工者が滋賀県知事となっているが、どのような申請なのか教えてください。

事 務 局 滋賀県が施工する1級河川滝川の浚渫工事で浚渫した土砂の受け入れ用地として、施工者として滋賀県という名前になっています。よろしくお願ひしたいと思っています。

議 長 他に何かありますか。
なければ、続きまして、報告案件3「甲賀農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について」事務局より報告を求めます。

事 務 局 調書は20ページになります。当該計画の基本的な考え方については異議がなく、施策の大きな変更が行われた場合については5年ごとに限らず計画の見直しを行うことと非農地判断された農地も含め適宜、農用地区域から除外されたいことの2点について、意見を提出させていただきました。以上です。

議 長 本件につきましては、会長が確認し、市長あてに既に回答済みでありますので申し添えます。

議 長 報告案件は以上です。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議 長 続きまして、「6. 報告事項」に入ります。
「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・農業経営改善計画認定審査結果
・能登半島地震義援金の結果
・タブレット操作研修のアンケート依頼
・経過と予定

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。